

保安規定の変更について

1. 変更の項目及び理由

今回の保安規定の変更は、原子力規制における検査制度の見直しによる「核燃料物質の加工の事業に関する規則」（以下「加工規則」という。）の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴う、以下の①から④の変更を主な対象としている。

- ① 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品質管理基準規則」という。）」及び品質管理基準規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備するために記載を追加又は変更する。
- ② 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更する（原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更）。
- ③ 加工規則 第 7 条の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴い、別表 18 の保安に関する記録を変更する。
- ④ 上記の変更に伴う条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行う。

また、平成 31 年 1 月 30 日付け原規規発第 1901303 号にて認可された加工施設に関する設計及び工事の方法の認可申請にて実施した工事に関する事項を反映するとともに、添付 1 及び 2 に係る評価及び改善に基づく変更を主とした記載の適正化についても実施する。

2. 変更の詳細

(1) 加工規則の改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴う変更

- ① 品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備す

るために記載を追加及び変更する。

品質管理基準規則、品質管理基準規則の解釈と、加工の事業の許可に係る届出及び保安規定の変更認可申請の記載を比較したものを、STO-N20-005 の表 1 に示す。STO-N20-005 の表 2 に、品質管理基準規則に追加及び明確化された 21 の事項と保安規定の変更認可申請の記載の対応を示す。

(関連条項：第 4 条から第 15 条の 2、別図 1-3、別表 19)

- ② 加工規則の条文が削除、追加又は変更されたため記載を削除、追加又は変更する。
- ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 5 号 (加工施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの)
(関連条項：第 21 条)
 - ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 6 号 (加工施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの)
(関連条項：第 30 条)
 - ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 7 号 (管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。)
(関連条項：第 36 条の 7、第 45 条の 2、第 46 条の 2、別図 2)
 - ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 8 号 (排気監視設備及び排水監視設備に関すること。)
(関連条項：設備の機能の維持の方法については第 58 条)
 - ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 9 号 (線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。)
(関連条項：第 50 条、第 74 条、第 75 条、第 91 条の 2、工場又は事業所の外への運搬に関する行為は第 11 号の変更に含む)
 - ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 10 号 (放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。)
(関連条項：放射線測定器の機能の維持の方法については第 58 条)
 - ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 11 号 (核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い (工場又は事業所の外において行う場合を含む。)) に関すること。)
(関連条項：第 54 条、第 56 条、第 57 条、第 68 条、第 69 条)
 - ・ 加工規則第 8 条第 1 項第 12 号 (放射性廃棄物の廃棄 (工場又は事業所の外において行う場合を含む。)) に関すること。)
(関連条項：工場又は事業所の外への運搬に関する行為は第 11 号の変更に含む)

- ・加工規則第8条第1項第14号（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に関すること。）

（関連条項：第24条、第36条の2から第36条の6、第9章（第76条から第80条の3）、別表19、添付1、添付2）

- ・加工規則第8条第1項第16号（加工施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。））

（関連条項：第17条、第19条、第21条、第28条、第29条、第32条、第53条、第6章（第58条から第58条の4、第59条から第65条、第65条の2）、第85条、第87条の2、別表13、別表18、別表19、添付1）

- ・加工規則第8条第1項第19号（その他加工施設に係る保安に関し必要な事項）

（関連条項：第1条）

- ・旧加工規則第8条第1項第20号（加工施設の定期的な評価に関すること。）

（関連条項：第94条から第96条）

上記をまとめ、加工施設における保安規定の審査基準と保安規定の変更内容の対応を比較したものを、STO-N20-006に示す。

- ③加工規則第7条の改正（令和2年4月1日施行）に伴い、保安に関する記録を変更する。

（関連条項：別表18）

- ④上記の変更に伴う条項の繰り下げ、その他記載の適正化を行う。

（関連条項：第17条、第19条、第21条、第33条、第36条、第65条の2、第85条、別表2）

- (2)平成31年1月30日付け原規規発第1901303号にて認可された加工施設に関する設計及び工事の方法の認可申請にて実施した以下の工事を反映する。

- ・C型ペレット貯蔵棚の耐震補強に伴う最大貯蔵能力の変更
- ・燃料棒貯蔵棚の更新に伴う最大貯蔵能力の変更
- ・第1-1階粉末取扱室の設備撤去
- ・第1-15廃棄物貯蔵場の新設

（関連条項：付則、別図3、別図10、別図10-5（1/2）、別表15）

- (3)その他の記載の適正化を行う。

（関連条項：第17条、第19条、第20条、第21条、第25条、第30条、第33条、第34条、第36条、第43条、第44条、第45条、第51条、第52条、第57条、第

68条、第71条、第73条、第74条、第75条、第85条、第89条、第91条の2、
第97条、第98条、別図1-2、別表1、別表4、別表15、別表18、添付1、添付2)